

監獄法案件五特別委員會議事速記録第二號

明治四十一年二月十五日(土曜日)午前十時三十四分開會
○委員長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ開會イタシマス、今日ハ監獄法ノ第二讀會ヲ
開キマス、先づ第一章全部ヲ問題ニ供シマス
○奥山政敬君 別ニ異論モ無イヤウデゴザイマスカラ……
○委員長(侯爵黒田長成君) 御異議ハゴザイマセヌカ
○「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ原案ノ通り決シマス、次ニ第二章ヲ問題ニ供シ
マス
○奥山政敬君 チヨット此所デ申上グルハ如何カト思ヒマスガ、此短イ所ハ二章ツ、束
ネテ問題ニ願ヒタ
○委員長(侯爵黒田長成君) 先キノ方ニ寄リマシテ便宜ヲ計シテ、サウ致シタイト思
ヒマス、第二章ハ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、第三章ヲ問題ニ供シマス……是モ
御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、第四章、第五章、第六章、第七章、
是ダケラ問題ニ供シマス
○石渡敏一君 私ハ二十條ニ就イテ少シ修正ヲ試ミタイト思フノデゴザイマスガ、其前
ニ實ハシテ度ニ政府委員ニ質問シタ點アハゴザイマスガ、モウ一度チヨット聽イテ見テカラ
修正意見ヲ出シタイト考ヘマス、宜シウゴザイマスカ
○委員長(侯爵黒田長成君) 宜シウゴザイマス
○石渡敏一君 此第一條ノ四ニ當リマスル拘置監デゴザイマス、拘置監ハ從來警察
署ニ置イテアツテ、重ニ警察署ニ置イテアツテ、警察官が取締ヲシテ居ツタヤウニ思フンデ
ス、此監獄法ヲ作ル際ニハ官制ハ別ニシタトカ云フ御話テシタガ、矢張リ此度モ拘置監
ハ普通ノ監獄官吏ニ取締フサセナイデ、警察官吏ニ取締フサスルト云フ御考デスカ、ド
ウデゴザイマスカ
○政府委員(小山溫君) 拘置監ハ警察署ニ置イテアルカト云フ、斯ウ御尋ネデゴザイ
マスガ、サウデハゴザイマセヌ
○石渡敏一君 イヤ、三ノ拘留場デゴザイマシタ
○政府委員(小山溫君) 此第一條ノ第三項ヲ御覽クダサイマスト警察官署ニ附屬
スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ヲ一月以
上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス「斯ウナツテ居リマスルノデ、矢張リ警察官署ニ在リマスル
所ノ留置場ハ監獄トシテ使ヒマスコトハ使ヒマス、代用ニナリマス、サウシテ其代リ幾分
ノ制限ヲ加ヘル……

○石渡敏一君 私ノ言フノハ取締ヲスベキ官吏ハ典獄ト云フ名前ノ附ク人ガヤルノカ、
警察署長ト云フ人が取締ヲスルノカト云フ、其官制ノ點ヲ此所デハ分リマセヌカラシテ
豫メ聞イテ置キタイト云フノデス
○政府委員(小山溫君) 警察署長デアリマシテ、其點ニ付イテハ典獄ノ管轄ニナルノ
デアリマス
○石渡敏一君 サウ致シマスルト、其場合ノ警察署長ハ監獄官吏ト云フ中ニ包含サ
レ考デアリマセウカ、或ハ監獄官吏ト云フ外ニ在ルト云フ御考デアリマセウカ、其點
ヲ……
○政府委員(小山溫君) 監獄官吏ト申スコトハ出來マスマイト思ヒマス
○石渡敏一君 出來ナイ
○政府委員(小山溫君) ハイ、出來ナイト思ヒマス
○石渡敏一君 サウ致シマスルト私ハ此二十條ノ所ハ先日モ申上ゲタヤウニ少シ意味
ガ狹過ギルト思フノデアリマス「法令ニ依リ監獄官吏ノ携帶スル劍又ハ銃」ト云フノデハ、
第一ニ囚人ヲ護送スル警察官吏が拔ケテ仕舞フ、ソレカラ第二ニハ監獄デ監督スル所
ノ警察署長モ亦此中カラ抜ケテ仕舞フ、警察署長が預カル所ノ監獄内ニ於テ逃走ヲ
企テル者ガアル、無論是ハ輕イ罪ノモノデアリマスガ、逃走ヲ企テル者ガアル、多衆ノ者
ガ騒擾シテモ其場合ニ銃モ劍モ用井ルコトが出來ナイト云フ不都合ヲ生ジハシマイカト思
フ、ソレデ私ハ此場合ニ尙ホ監獄官吏ト云フ外ニ、文字ハ少シ穩デナイヤウニ自分デモ
思フノデアリマスガ、是ハ一ツ若シ御相談が出來マスモノナラバ御相談デ以テ文字ノ所ハ
變ヘタイト思フノデアリマスガ、先づ誠ニ私ノ意見トシテ出シマスレバ、監獄ノ官吏、ソレ
カラ囚人護送ノ官吏、竝ニ監獄ヲ監督スルノ官吏ト云フノ入レタイト思フ、監獄ヲ監
督スルノ官吏、竝ニ囚人護送ノ官吏、此ニシテ入レタイトト云フノガ希望デゴザイマス、其
文字ハ「囚人」ト云フ字ハ今度ノ監獄法ニ使テナイヤウデアリマスカラ之ヲ避ケル方法が
アリマスレバ避ケテモ私ハ差支ナニ、意味ハ其所ニアル、ソレト此二十條ノ四ノ所ニ「又
ハ」カラ以下ノ「制止ニ從ハシテ逃走セントスルトキ」トアリマスガ、是ガドウモ私ハ意味
ガ狹イヤウニ考ヘラレルノデアリマス「制止ニ從ハシテ逃走セントスルトキ」ト云フト何カ
斯ウ逃走シカケルトキノ舉動デ以テ逃走セムトスルコトヲ現ハス場合ニ限テ居ルヤウニ思
フ、併ナガラ事實ニ於テ今日マデ見マスト、ソレハ殆ド劍ヲ用井ルトカ銃ヲ用井ル必要モ
ナイ場合デアル、人が逃走シタ、監獄ノ中デアルナラバ無論、餘リ議論ハ無イノデアリマ
スガ、私ノ重モニ恐レル所ハ囚徒ヲ護送スル場合デアル、囚徒ヲ護送スル場合ニ三間
逃ゲタ、五間逃ゲテ仕舞ツタ場合ハ逃走セムトスルトキデアルカ、逃走シタトキデアルカ、
何時モ問題ニナル、五間ナリ十間ナリ逃ゲタト云フノデ逃走シタスルト、此文章ニ嵌マ
ラナクナツテ仕舞フ、最早普通ノ手續デナケレバ取押ヘルコトが出來ヌト云フ結果ヲ生ジ
ハシマイカ、ソレデハ少シ意味ガ狹クナリ過ギテ此折角作ツタ所ノ法律ノ精神ヲ達スルコ
トが出來マイト思ヒマスノデ、モウ少シ廣クシテ制止ニ從ハシテ逃走スルトキト私ハ實

ハ直シタイト思ヒマス、ドウカ此贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス、之ヲ文字ガモウ少シ好イ文
字ガアルト云フナラバ私ハ其文字ニ從フ積リデアリマス、先づ試ニ出シテ置キマス

○奥山政敬君 今此第二十條ニ就イテ修正ガ出マシタガ、此第四ノ修正ノ文字ニ就
イテ色ニ御說モアツタヤウデアリマス、此第四ノコトニ就イテ少シ分リ惡クウゴザイマシタ
ガ、今ノ修正者ノ御意見ハ「制止ニ從ハスシテ逃走スル」ト云フト「セントスル」ト云フトキ
ト意味ガ違フヤウデアリマスガ「逃走スルトキ」ト云フト逃走センケレバイカヌヤウニナリ
ハシマセヌカ、今ノ修正者ノ意見ハ「逃走セントスル」ト云フト、逃走シヤウトスル「逃走ス
ル」ト逃走シタリト云フ過去デハナイ、現在デ逃走シ、アルト云フ意味ニナリハシマセヌカ、
サウ云フ御考デアリマセウカ、チヨット承ッテ置キタウゴザイマス

○石渡敏一君 私ノ意味ハサウナシテ居リマス、逃走シツ、アルトキト云フコトモ籠モル、
ソレデ私ノ考デハ「逃走セントスルトキ」ハ無論其中ニ含マレルト云フ考ヲ持ッテ居リマス、
併ナガラ是モ存シテ置イテ逃走セントスルトキ若クハ逃走スルトキ」ト斯ウニシテモ私
ノ意見ハ少シモ變ラナイ、併シ私ハ「逃走スルトキ」ノ中ニ「逃走セントスルトキ」モ含マレル
ト云フ考ヲ實ハ持ッテ居リマス

○奥山政敬君 分リマシタ、之ニ對シテ政府委員ノ御考ヲ承ッテ置キマス

○政府委員(小山温君) 此「制止ニ從ハスシテ逃走スルトキ」ト御修正説ガアリマシタ
ガ、私ハ分リ兼ネマスガ、ドウモ別ニ變リハセヌヤウニ考ヒラレマス、先ニ申上ゲタ通リ「制
止ニ從ハスシテ逃走セントスルトキ」ト云フノハ重モニ外役先キナドデ起リマスコトデ、數
人ノ囚徒ニ對シテ僅ニ監獄官吏ガ居ル所テ逃ゲヤウトスル、追駆ケテ逃ゲテハイカヌト云
フテモ尙ホ逃走ヲ續ケル、斯フ云フ場合ニ發砲ヲスルト云フ規定ニナシテ居リマスレバ制
止スレバ其制止ガ力アル制止ニナシテ逃走ヲ遂ケナイト云フコトニナルト云フ意味デ「逃
走セントスルトキ」トナシテ居リマス「逃走スルトキ」ト、實ハ日本ノ語法ハ過去ト未來ト現
在トガハシキリ致シマセヌカラデアリマスガ、「逃走スルトキ」トナリマシタ所ガ、矢張リ同ジ
ヤウニナリハシマセヌカ、唯疑ヒハ「逃走スルトキ」ト云フトモウ逃ゲテ仕舞ツタト云フヤウニ
聞エル疑ヲ生ジテ來ハシナイカ、「逃走スルトキ」ト云フト、逃走セントスルトキハ含マス、
却テ逃ゲテ仕舞ツタト云フヤウニ聞エル弊ガアリハシナイカト考ヘマス、ソレカラモウ一ツハ
監獄官吏以外ノ囚徒押送ノ警察官吏竝ニ監獄代用ノ留置場ヲ持ッテ居ル、警察官
吏ト云フ御意味デアラウト考ヘマスガ、ソレハ監獄法デゴザイマスカラ先ニモ御答ヲ申シマ
シタガ、詰リ此法律デ支配シマスト云フコトニナリマスノハ少シ變デハアルマイカト考ヘマ
ス、ソレデサウ云フモノニモ或ハ現ニ警察官吏ガ帶効シテ居リマスカラ効ヲ使用セシムルコ
トモ宜カラウト思ヒマスケレドモ、ソレハ警察官ノ方ノ規則デ作リマシタ方が體裁ヲ得ル
モノデハイカト思ヒマス

○男爵關義臣君 今ノ御話デスカ、警察ノ規則ニ既ニアルノデハナインデスカ、設ケテア
ルヤウニ思ヒマスガ、サウデハアリマセヌカ
○政府委員(小山温君) 巡査帶効何トカ申シマス規則ガアリマス
トモ宜カラウト思ヒマスケレドモ、ソレハ警察官ノ方ノ規則デ作リマシタ方が體裁ヲ得ル
モノデハイカト思ヒマス

○男爵關義臣君 現在斯ウ云フコトハ規則ガアリマスカ、逃走中ノ囚人ノ亂暴ヲ正
當防衛ノミナラズ防衛ドコロデハナイ、逃ゲテ行クモノダカラ、ソレヲ制スル、却テ向フ、
其時分ニハ効ヲ用井、銃ヲ用井、ソレハマア有ルマイケレドモ、今ノ所デハ規定シテアリ

ハシマセヌカ、警察官ニハ……
マス

○政府委員(河村讓三郎君) 此囚徒ノコトニ付キマシテ殊ニ規定ハ無イヤウニ心得テ居リ
方ト云フ規則ガゴザイマスガ、其規則中ニ犯罪人逮捕ノトキ又ハ逃囚追捕ニ際シ兇
器ヲ持シテ抗拒シ拔効スルニ非サレハ防衛スルニ術ナキトキ」ト云フ規定ガアリマス、此規
定ハ今日ニ於キマシテモ效力ノ有ルモノト心得テ居リマス
○兒玉淳一郎君 チヨット政府委員ニ伺ヒマスガ、サウスルト巡査ハ鐵砲ハ持ッテ居リマ
セヌナ、効ダケデスネ、内務省ノ規則デハ……

○政府委員(小河滋次郎君) 多分是ハ效力ニ付イテノ問題ダラウト思ヒマスガ、御
尋ネノ如クニ正當防衛トモ認メラル、ノデアツテ、防禦スルコトノ出來ナイ場合ニ拔効ス
ルコトが出來ルト云フ規定ニアラウト思ヒマス、尙チヨット念ノタメ御参考ニ申上ゲテ置キ
タイト思ヒマスノハ、此監獄官吏ノ携帶スル効云々ト云フコトニナシテ居ルノデ、留置場、
即チ警察官吏ノ預カツテ居リマスル場所ヲ監獄ニ代用イタシマシタル場合ニ於キマシテ
ハ、即チ法律ノ解釋トシテハ假令警察官吏デアリマシテモ監獄ニ代用セフレモノ預カツ
テ居ル場合ニ於キマシテハ、一般ノ留置場ニ居ル者デハアリマセヌガ、監獄ニ這入ルベ
キ種類ノ者ニ對シマシテハ矢張リ監獄ヲ預カツテ居ル官吏デアリマスカラ、此法令ニ據ル
監獄官吏ト解釋スルコトガ、出來ヤウト思フノデアリマス、若シソレニ疑ガアリマスレバ官
制ニ於キマシテ從前サウ云フ例モ有シタノデアリマスガ、警察官吏ガ監獄ニ這入ルベキ所
ノ囚徒ヲ預カツタ場合ニハ看守長デアルトカ、監獄官吏ヲ兼務サセタコトモアツクノデアリ
マス、デ若シ解釋上、疑ガ有ルト云フコトデアリマスレバ、監獄官吏ノ任務ヲ表面ニ有
タシムルコトモ出來ヤウト思フ、是ハ官制ノ定メ方ニ依リマシテ、警部ニ看守長ヲ兼ネシ
ムルコトモ出來ヤウト思ヒマスルシ、又實際今日多數ノ監獄ニ這入ルベキ者ヲ已ムヲ得
ズシテ留置場ニデモ置キマスル場合ニハ多クハ監獄官吏ノ一部分ノ看守ヲ二名ナリ三
名ナリ配置シテ專ラ檢束ノコトニ當ラシメテ居リマスカラ、實際ニ於テハ差支アルマイト
思ヒマス

○石渡敏一君 唯今、政府委員カラノ御説明ノ如クニ二十條ノ監獄官吏ト云フ中ニ
警察署ニ附置スル拘留場ノ取締ヲ爲ス所ノ警察署長ヲモ含メルト云フ御考ヘアリマ
スナラバ、私ハ此中ニ茲ニ殊更書カウト云フ意ハ無イノデス、ドウモ普通ノ監獄デアツテ見
入レタイト思フノデス、併シ官制ノ上テソレダケヲ取除ケルト云フコトが出來ルト云フ御
考ヘアリマス、矢張リ監獄官吏ノ中ニ警察官ヲ籠メルコトニナラウト思ヒマスカラ、サウ
レバ逃走スルトキニ之ヲ留メルダケノ壓力ヲ用井ルコトが出來ルガ、拘留場テハソレハ出
來ナイト云フコトニナシテハ少シシ不權衡デアラウト思ヒマシテ、實ハ監督スル警察官吏モ
入レタイト思フノデス、併シ官制ノ上テソレダケヲ取除ケルト云フコトが出來ルト云フ御
考ヘアリマス、之ヲモ尙ホ官制ノ中ニ含メルコトが出來ルト云フ御考ヘナラバ私ハ引イテ

モ構ハナイ、唯コニ缺陷が出來サヘシナケレバ宣イ、併ナガラ缺陷が出來ルト云フコトニ
ナルト、先キホド政府委員カラ御説明ノアツタ如クニドウモソレハ警察官吏デアルカラ、コ
ニ書カヌト云フコトハ私ハ少シク穩カナラスト思フ、法律デアルカラ書イテモ差支ナイト
思フ、要スルニ警察官ノ全般ニ關スル効若クハ銃ノ使用ヲコ、テ言フノデナクシテ、囚徒
ニ關係シタキハ何人ガ其所ニ加ハシテモ相當ノ官吏が其所ニ加ハシタ以上ハ其官吏が
職權ヲ使用スルダケノ權利ヲ與ヘテ置クガ至當デハナイカ、ソレヲバ特ニ監獄官吏ダケニ
狹ク解釋スル、狹ク限ルト云フノハ不當デハナイカト云フ考ヘヲ持シテ居リマス、皆監獄
官吏ノ中ニ警察官吏モ又護送ノ警察官モ籠メルト云フコトが出來マスナラバ引イテモ差
支ナイノアリマスガ、ドウデゴザイマセウカ

○政府委員(小河滋次郎君) 尚チヨット御参考ニナンデゴザイマスガ、此押送ノ場合
ニ隨分必要ノ有ルコトモアラウト思ヒマスガ、併シ警察官吏ヲシテ押送セシムルノハ御承
知ノ通り護送規則ニ據リマシテ多クゴザイマス、少數ノ者ヲ警察遞傳ニ付スル場合ニ警
察官吏ガ護送イタシマスノデ、暴行スルトカ逃走スルト云フヤウナ多クノ危険ノアル場
合、即チ多數ノ囚徒ヲ押送スル場合ナドハ多ク護送規則ニ據リマシテ監獄官吏ガスル
コトニナシテ居ルノアリマスカラ、實際ニ於テ少數ノ者ヲ押送スル場合ニ拔効發砲スル
ト云フホドノ必要ヲ見ル場合ハ事實ニ於テ少カラウト云フ想像が出來ルノデ、若シ必要
ガアルナラバ今ノ巡查ノ帶効心得方ニ據テ云フコト得ズシテ拔効スルクラ井ノコトデ、先ツ
取締ガ付カウカト思ハレマス

○石渡敏一君 ソレハ私ハ此効若クハ銃ト云フモノハ必シモ實際ニ使用スルト云フ方
ノ場合ハ少カラウト思フ、寧ロ効ヲ抜クコトが出來ル、若クハ空砲モ擊ツコトが出來ル
ト云フコトニナシテ居ルナラバ、ソレデキ、メが非常ニアルデアラウ、實際ニテ使用スルコト
ニナシテ却シテ效力ガ少カラウト思フ、テ監獄官吏ニモ此銃若クハ効ノ必要ガアルナ
ラバ人數ハ成ルホド少イカモ知レマセヌ、少イカモ知レマセヌケレドモ、今日マテノ例ニ據
テ見マシタナラバ囚人ヲ送ル數ノ上カラニ於テモ警察官ノ方ガ人數ガ多カラウト思ヒマス
カラ、此警察官吏ガ囚人ヲ護送スルトキニモ効又ハ銃ヲ使用スル規定ガアツテ宜クハナイ
カ、場合ハ少トイト云フコトノ御話デシタケレドモ、隨分ヒドイトキニナルト御承知ノ如ク北
海道デ護送ノ官吏ガ他ノ者モ加ハシタニ違ヒアリマセヌガ、囚人ヲ取戻サウガ爲ニ殺サレ
タリシタ場合モ大分アル、斯ウ云フ場合モアルノデスカラ、ドウモ他ノ者ハウツチャテ置イテ
宜イト云フコトハ出來ナイカ知ラヌト思フ、又此節ノデゴザイマスガ、外國ニ犯人ヲ送ツテ
ヤルトカ、若クハ外國カラ犯人ヲ送ル場合ニハ監獄官吏ガ之ヲ押送シナイテ警察官ガヤッ
テ居ルヤウニ思ヒマス、其時分ナンドハ殊ニ危險ガ餘計アリハシナイカト思フ、船中ナドニ
於テモ殊ニ危險ガ餘計アリハシナイカト思フ、寧ロ此監獄官吏ノ外ニ押送官吏上云フヤ
ウナ場合ガアリハシナイカト思フ、他ノ規則デ是等ヲ取締シテ居ルナラバ宜イガ、若シ取締
ガ付イテ居ラヌト新ニ斯ウ云フ規則ガ設ケラレル以上ハ他ノ官吏モ同シ職務ヲ執行スル
場合ニ同等ナル權利ヲ得ルト云フノが其職務ヲ正當ニ執行スルコトニナリハシナイカト思
フ、是ダケハ正當ノ職務ヲ執行スルコトが出來ルヤウニ法律デシテ置ク方が宜クハナイカ
ト思フ

○政府委員(河村讓三郎君) 尚ホ御参考マデニ二二ノ現行ノ法令ノ規定ヲ申述ベ

テ見タイト存ジマス、其以後ニ聊カ希望ヲ述ベタイト存ジマス、軍人以外ノ者が職務上

携帶イタシテ居リマスル兵器ヲ使用スルコトニ付キマシテハ先刻申上ケマシタ巡査ニ付イ
テハ帶効心得方ト云フ規定ガゴザイマス、又憲兵ニ付キマシテハ、明治三十一年十一
月勅令第二百三十七號憲兵條例ト云フモノガアル、此條例ニ於テ憲兵ガ武器ヲ使用
官吏巡査看守等が銃器ヲ携帶スルコトニ付キマシテノ規定ガアリマス、其規定ハ多少
違ヒハアリマスルケレドモ、各々武器ヲ携帶スル者ガ其武器ヲ利用スルニ付イテ心得ト
云フモノガ定メアリマス、是等ノモノガ武器ヲ使用スルニ付イテハ一般ノ規定ヲ設ケテ
置クガ宜シト云フコトハ理想トシテハ甚ダ望マシイコトノヤウニ思ヒマスル、併シソレハ他
日ノ立法例ニ俟チマスルコトヨリ外ハ無カラウト思フ、此監獄法トシマシテハ監獄所屬ノ
官吏ニ付イテノ規定ヲ設ケマスノデアリマス、此際ニ於テ總テノ武器ヲ携帶スルモノニ付
イテノ規定ヲ同一ニ改正スルト云フコトハ到底出來マセヌコトデアリマスルカラ、先づ監
獄法トシマシテハ監獄官吏ニ關スル規定ヲ設ケ、成ルベク完全ニ設ケルコトニシテ、若シ
官吏ニ付イテノ規定ヲ設ケマスノデアリマス、此際ニ於テ總テノ武器ヲ携帶スルモノニ付
イテノ規定ヲ同一ニ改正スルト云フコトハ到底出來マセヌコトデアリマスルカラ、先づ監
獄法トシマシテハ監獄官吏ニ關スル規定ヲ設ケ、成ルベク完全ニ設ケルコトニシテ、若シ
此規定が完全ニ成立チマスレバ他ノ類似ノ場合ニモ同一ノ規定が漸次ニ行ハレルコトニ
ナリタイト云フ希望ヲ有シテ居リマス、石渡君ヨリノ御注意ハ誠ニ御尤モノコトニ思ヒマ
スルケレドモ、唯今提出シテ居リマスル法案トシマシテハ此範圍内ニ御承認ヲ與ヘラム
コトヲ希望イタシマス、多少規定ニ差違ハアリマスケレドモ全く其規定ガ缺ケテ居ルノデ
ハアリマセヌカラ、此趣意ヲ以テ現在ノ規定ニ依シテ取締ルコトハ十分出來ルノアリマ
スカラ、暫クニ之依シテ忍ブト云フコトニ御同意ヲ得タイ、且ツ此法案ハ取調委員會ノ
議モ經テ居リマス、是ガ衆議院ニ送付ニナリマシテカラ此コトニ付イテ困難ヲ惹起スコト
ニナリマシテハ遺憾ニ存ジマス、ドウシ願ハクハ石渡君ニ於テ暫ク是等ノ事情ヲ御洞察ク
ダサレテ御提議ヲ御見合セ下サルヤウニ御願ヒシタインテアリマス

○男爵關義臣君 石渡君ノ御心配ハ御尤モデ私モ御同感デス、併ナガラ私ハ矢張リ
是ハ監獄則ニアルカラ監獄則ノ内ニ、茲ニ廣ク警察官ノコト混ゼルハ宜シウナイト思ヒマ
ス、警察官ニ付イテハ私ハ不心得ダガ、是マデ是示ドノ矢張リ効ヲ使用スルコトハ許シテ
アツト思ヒマス、ケレドモ今政府委員ノ何ヲ聞イテ見マスレバ、十分デモゴザイマセヌカラ、
更ニ警察官ニ付イテハ是マデ巡查ガ殺サレタリ、或ハ靜岡縣カラ甲府ニ護送スル内ニ川
ノ中ニ護送人ガ落サレテ、巡查ガ川ニ流サレタトカ、囚人が逃ゲテ行シタトカ云フ例ハ澤
山アルノデゴザイマスガ、ドウモ警察官ノ方ニ嚴シイサウシテ自由ナ規則が出來タラ宜シイ
ト思ヒマス、是ハ監獄則ニゴザイマスカラ原案ニ瑕ヲ付ケズシテ原案通りデ宜カラウト思
フ、石渡君ノ御論旨ハ私モ御同意ゴザイマスガ、此監獄則ノ中ニ警察官ト云フモノハ
現レテ居ナイト思ヒマス

○石渡敏一君 私ハ意味ダケヲ……唯今、政府委員ノ意味ト私ノ意味ト少し折合
ハヌヤウナ氣味ガアルノデスガ、其上デ尙ホ其後取消シテ吳レド、仰シヤルナラソレハ取消
シテモ構ハヌガ、廣ク警察官ノ効若クハ銃ノ使用ヲ茲ニ許スト云フコトガ無イカラ此監

シテ警察官吏ノ効又ハ銃ノ使用ヲ廣ク許スト云フノアハナクシテ其場合ニ限ラテサウシテ在監者ニ對シテ此權利ヲ使用スルノデアル、又其場合モ各號ニ一ニ當ラナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナルノデ、廣クハナイ極狹イ意味ニナルノデス、矢張リ同一ニ考ヘテ居リマス

○政府委員（河村讓三郎君）御意見ノアル所モ了解ハ致シテ居ル積リナンデス、折角御注意デゴザイマスカラ御答ヲ致シマスガ、決シテ議論ハ致スノデハアリマセヌ、御旨趣ハ巡査ノ職務ヲ行フノハ司法警察官トシテ職務ヲ行フ場合ト、行政警察官トシテ職務ヲ行フ場合ト囚人護送ノ職務ヲ行フ場合等ガアリマスカラ、其職務ノ中ノ囚人護送ノ職務ヲ行フ場合ヲ監獄法ノ中ニ規定シテ置イテ宜カラウト云フ御旨趣ト伺ラテ居ルノデス、ソレハ御承知デゴザイマセウケレドモ、從來ノ規定ニ據リマスト、巡査ト云フ者ニ効ヲ許ス、巡査ガ色ニ職務ヲ行ヒマス、ソレニ通ジテ効ヲ使用スルト云フ規定が設ケテアリマスカラ、其方ノ規定ニ、巡査ガ色ニ職務ヲ行フ場合ノ規定ヲ設ケテ、其職務ノ中ニ護送ト云フ職務ヲ併セテ規定スルト云フ從來ノ規定通リニシテ置キタイト云フコトデ御免ヲ蒙リタイト云フコトノ意見デアリマス、願ハクハドウカ、サウ云フコトニ……

○兒玉淳一郎君 チヨット石渡君ニ御相談ガアリマスガ、今河村サンノ仰シャル通リデ差支アルマイト思ヒマス、ソレデモ若シアナタニ御支ヘガアルナラバ、ソレハ今ノ巡査ノ方ヘ職制ヲ設ケラレタラ宜イデセウ、ドウデセウ

○石渡敏一君 二十條ノ一項ニ付イテノ何ハ取消シテ置キマシテ宜シウゴザイマス

○奥山政敬君 今、二十條ニ付イテノ石渡君ノ第一ノ問題ハ御取消ニナリマシタカラ、ソレハ宜シウゴザイマスガ、第四ニ付イテ修正意見ガアリマス、是ハドウシテモ「スルトキ」トシタ方が宜カラウト思ヒマス、ナゼ宜カラウト思ヒマスルカトスルト「制止ニ從ハシテ逃走セントスルトキ」トアリマスト、制止ガ何ヲ制止スルノカ意味ガドウモ十分分リマセヌヤウデアリマス、「逃走セントスルトキ」デアリマスカラ、文字カラ行クト逃走ラシサウニアルト云フトキト云フコトニナリマス、サウシテ制止ト云フコトハ何ヲ制止スルノカ意味ガ十分分ラヌ、

「逃走スルトキ」ト書キマスト、逃走シサウデアルカラ制止シタ、ソコデ始メテ其制止ト云フ

コトが意味ガ十分判然スル、ドウモ逃走セントスル、シサウデヤカラ逃走ラセヌヤウニ制止シテ見タ所ガ、ソレニ拘ラズ逃走スルト云フ意味ニナリマスカラ、「逃走セントスル」ト云フ事柄ハ「逃走スル」トシタ方が文字上ハギリトシテ實際上、差支ナイヤウデアリマス、却テ修正ノ方が宜カラウト思ヒマスカラ、ソレニ賛成イタシマス

○男爵關義臣君 今ノ石渡君ノ第四ノ「セントスルトキ」ヲ「スルトキ」トスルトキ「トシタルトキ」ノ間ニアルモノニアラウト思フ、現在ノ實驗カラ言フテモ逃走スルノ區別ヲ立テマシタ、ソレデ逃走セントスルノデアリマシテ、マダ逃走シタノデヤナイ、逃ゲルト云フ刑法ノ明文ノ儘ラ出シマス爲ニ一方ハ「シタル」一方ハ「セントスル」斯ウ云フ風ニ免ヲ蒙リタイト云フコトニ終リマスト逃走シタルトキデアラウト思ヒマス、丁度「逃走シタルトキ」ト「シタルトキ」ノ間ニアルモノニアラウト思フ、現在ノ實驗カラ言フテモ逃走スルノヲ追駆ケテ制止スル、尙イカヌ場合ニハ斬ルト云フヤウナコトモ出來サウニ思ヒマスカラ、「シタル」ト云フコトヲ法律ヲ以テ書クコトハ出來ナイ、「スルトキ」ト云フ方が宜シトイ云フ見込デアリマス

○村田保君 御採決ヲ願ヒマス、賛成モアリマスカラ……私ハ此儘モ同ジコトダト思テ居リマス

○委員長（侯爵黒田長成君） 唯今、石渡君カラ第二十條ノ四ノ所デ「又ハ制止ニ從ハシテ」ノ下「逃走セントスルトキ」ト云フノヲ「逃走スルトキ」ト云フ修正説が出マシタ、ソレニ賛成者ガアリマスカラ、之ニ就イテ採決ヲ致シマス、石渡君ノ説ニ同意ノ諸君ハ手ヲ舉ゲテ下サイ

○委員長（侯爵黒田長成君） 少數ゴザイマス

○奥山政敬君 此二十五條ニ付キマシテ第二項ニ修正意見ガアルノデアリマスガ、此ニ父母ノ訃ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス」トアリマス、是ハ其意味ハ何モ差支ナイガ、唯字ニ付イテ一字、字ガ落チテ居ルヤウニ思フカラ入レタ方が宜カラウト考ヘマス、ト云フノハ「者ニハ」トシテニ「ト云フ」一字ヲ入レタイ、ソレハ何モ意味ニ關係ハ有チマセヌガ各條悉ク入レテアル、斯ウ云フ所ニハ「ニ」ガ付イテ居リマス、此二十五條ノ第一項ニモニハ「トアリマス、二十五條ノ未項ニモ「作業ニ就ク者ニ」トナシテ居リマス、是穩カラシイ、實際其方デアラウト思フ、「セントスルトキ」デハ未然トホカ見ラレナイ、字デ書イテモサウデス、是ハドウシテモ石渡君ノ説ニ賛成デス、政府委員ノ御説明ヲ聽キマスト衆議院云々ノコトモアリマスガ、或ハ二字ヤニ二字ヲ以テ衆議院ト協議會ヲ開クト云フヤウナコトハ本員等ノ希望セヌコトデアリマスケレドモ已ムヲ得ス、「セントスルトキ」ヨリ「スルトキ」トセネバ現在現レテ來ナイ、ソレハドウモイケヌヤウデアルカラ石渡君ノ説ニ賛成シマス

○政府委員（小山温君） 御考ヘヲ願ヒタイノデアリマスガ、此第四號ノ土臺が逃走ヲ

逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス、逃走シタルトキト云フ前ナノデゴザイマシテ、ソレデ形ノ上ニ現ハレマスカラ制止イタシマス、制止イクシマスルケレドモ尙ホ逃走シヤウト致シマス、逃ゲハ致シマセヌノデス、ソレデ逃ゲマスルト逃ゲマセヌノ間ニ是ハアルモノニアリマスカラ、丁度刑法ノ囚徒逃走罪ノ百四十一條ニ「既決未決ノ囚人マテタモ」デゴザイマシテ、其逃走ヲ企テタル者ト云フノハ無論、形ノ上ニ現ハレマス、ソレデ形ノ上ニ現ハレマスカラ制止イタシマス、制止イクシマスルケレドモ尙ホ逃走シヤウト致シマス、逃ゲハ致シマセヌノデス、マダ逃走シタノデヤナイ、逃ゲル走ルト云フトキカラ申シマスレバ、逃ゲモシ走リモシテ居リマスケレドモ、マダ監獄官吏ノ監視ヲ離レルコトが出來ナイデスカラ、「逃走セントスル」ト云フ方が宜シクハゴザイマスマシカ、御考ヘヲ願ヒマス

○男爵關義臣君 「シタル」ト申セバ法律ガ別ニナシテ全ク離レテ仕舞フ、「スルトキ」トスレバソレハ現在デ、「スルトキ」ト「シタルトキ」トハ大分違フカラウト思フカラ、是ハ「セントスルトキ」ト「シタルトキ」ノ間ニアルモノニアラウト思フ、現在ノ實驗カラ言フテモ逃走スルノヲ追駆ケテ制止スル、尙イカヌ場合ニハ斬ルト云フヤウナコトモ出來サウニ思ヒマスカラ、「シタル」ト云フコトヲ法律ヲ以テ書クコトハ出來ナイ、「スルトキ」ト云フ方が宜シトイ云フ見込デアリマス

○村田保君 御採決ヲ願ヒマス、賛成モアリマスカラ……私ハ此儘モ同ジコトダト思テ居リマス

○委員長（侯爵黒田長成君） 唯今、石渡君カラ第二十條ノ四ノ所デ「又ハ制止ニ從ハシテ」ノ下「逃走セントスルトキ」ト云フノヲ「逃走スルトキ」ト云フ修正説が出マシタ、ソレニ賛成者ガアリマスカラ、之ニ就イテ採決ヲ致シマス、石渡君ノ説ニ同意ノ諸君ハ手ヲ舉ゲテ下サイ

○委員長（侯爵黒田長成君） 少數ゴザイマス

○奥山政敬君 此二十五條ニ付キマシテ第二項ニ修正意見ガアルノデアリマスガ、此ニ父母ノ訃ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス」トアリマス、是ハ其意味ハ何モ差支ナイガ、唯字ニ付イテ一字、字ガ落チテ居ルヤウニ思フカラ入レタ方が宜カラウト考ヘマス、ト云フノハ「者ニハ」トシテニ「ト云フ」一字ヲ入レタイ、ソレハ何モ意味ニ關係ハ有チマセヌガ各條悉ク入レテアル、斯ウ云フ所ニハ「ニ」ガ付イテ居リマス、此二十五條ノ第一項ニモニハ「トアリマス、二十五條ノ未項ニモ「作業ニ就ク者ニ」トナシテ居リマス、是穩カラシイ、實際其方デアラウト思フ、「セントスルトキ」デハ未然トホカ見ラレナイ、字デ書イテモサウデス、是ハドウシテモ石渡君ノ説ニ賛成デス、政府委員ノ御説明ヲ聽キマスト衆議院云々ノコトモアリマスガ、或ハ二字ヤニ二字ヲ以テ衆議院ト協議會ヲ開クト云フヤウナコトハ本員等ノ希望セヌコトデアリマスケレドモ已ムヲ得ス、「セントスルトキ」ヨリ「スルトキ」トセネバ現在現レテ來ナイ、ソレハドウモイケヌヤウデアルカラ石渡君ノ説ニ賛成シマス

ガ無イノデアリマスカラ、此所ダケ「ニラ省カネバナラヌ必要ハナカラウト思ヒマス、何デモナイコトデアリマスガ」ニハ「トニ」ヲ入レルガ宜カラウト思ヒマス

○兒玉淳一郎君 賛成シマス

○村田保君 賛成シマス、政府委員モ是ハ別段ニ何ハナイト思ヒマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 一人一人ニ願ヒマス、速記が困リマス

○男爵關義臣君 是ハ「ニ」ガ無ウテモ私ハ宜イ見込テアリマス、アト「ニ」ハ幾分カ違

ウトル所ガアリマス、此父母ノ計ニ接シタル者ハ「トアリマスノハ他ノ例モ少シハ似寄タ

ノモアリマスケレドモ、今ノ發案者ノ引カレタ例ノ中ニモ「ニ」ノ字ヲ殊更ニ加ヘルニ及バヌト思ヒマス

○一木喜徳郎君 本員モ關サンニ賛成シマス、此一字ダケデ態、修正ヲ加ヘルノハ

餘リ大仰ダラウト思ヒマス、且ツ其就業ノ「其」ヲ受ケテ居リマスカラ、文章ヲ成シテ

居ルヤウニ思ヒマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 奥山君ノ修正説ニ賛成者ガアリマスカラ決ヲ採リマス、之ニ同意ノ諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

○委員長(侯爵黒田長成君) 少數デゴザイマス

○穗積八束君 今ノ同シ場所デゴザイマスガ、第一讀會ノ時ニチヨット御尋ネスルコトヲ漏シタコトガアリマスカラ御尋ネシテモ宜シウゴザイマスカ

○委員長(侯爵黒田長成君) 宜シウゴザイマス

○穗積八束君 父母ノ訃ニ接シタルトキハ休業ヲサスト云フコトハ古來カラ例ノアルコトデアッテ、定メ喪ノ制度カラ關係シテ斯ノ如キコトガ來テ居ルコトト心得テ居リマス

ガ、現行ノ太政官達ニ定マッテ居ル喪ノ制度ニ於テハ父母ト夫トドレ位ノ差ガアリマスカ、チヨット御答ヲ願ヒタイデス……父母ト夫テスヨ

(政府委員書類ヲ搜索ス)

○穗積八束君 面倒ヲカケルノモ御氣ノ毒デスカラ續イテ發言シマスガ、私ノ疑ツテ居ルノハ父母モ或ハ夫モ大概同シ程度ノモノデハナカラウカト思フノデアリマシテ、若シサウデア

ルナラバ頻繁ニ有ルコトデハ無論ナインデアルカラ、父母ト夫ノ死ンダトキニハ一兩日ノ遅ラサスト云フ位ノコトハ、新三制度ヲ設ケルトキナラバ揃ヘテシタ方が宜カラウカト思フ

意味カラ御尋ネシタノデアリマス

○男爵關義臣君 私ハ斷然、夫ハ入レラヌ見込デアリマス、一體日本ニ於テ父母ト夫ヲ一緒ニ看タコトハ無イノデアリマス、又明治五年父母ノ祭日ニハ休メルト云フコトヲ實ハ私ガ其ノ時分、建議ヲ正院ニ致シマシテ、ソレガ行ハレテ布告ニナリマシタガ、正院

デモ色ニ何シタコトガアリマシタガ、是ハ妻タル者が亭主ニ對スル所ノ論デハナイ、孫カラ祖父ニ對スルトカ云フコトデアリマシタガ、遂ニ父母ノミニ限タコトニナリマシタガ一體是ハ甚ダ重イコトデ、夫ヲ入レルノハ例ガアリマセヌ、日本ノ國體ニ於テ父母ト夫ヲ同等ニ看ルコトハアリマセヌ、ドウガ是ハ原案ノ儘デ宜カラウト思ヒマス

○兒玉淳一郎君 チヨット政府委員ニ伺ヒマスガ、學校ナドニ女ガ先生ニナツテ居リマスガ、死ンダ夫ノ祭日ニ職務ヲユルサレルト云フ法ガアリマスカ、アリマセヌカ

○政府委員(小山温君) 今、實ハ服忌令ヲ搜シテ居リマス

○兒玉淳一郎君 服忌令デハアリマセヌ、後家ナドガ夫ノ祭日ニユルサレルコトガアリマスカ、アリマセヌカ、女ガ教師トカ役目ニ就イテ居ル人ガ段々アリマスガ、ソレガ職務ヲユ

ルサレルコトガアリマスカ、アリマセヌカ

○政府委員(小山温君) 私ノ記憶デハ、父母ニハゴザイマスガ、夫ニハ無イト思ヒマス

○兒玉淳一郎君 無イ、サウシマスト本員ノ考ヘマスニハ關君ノ説ノ通リテ、父母ノ祭

日ニハ職務ヲ執ルコトヲユルサレテ居ル規定ガアル、此規定カラ推シテ見レバ父母ヲ重ンジテアルカラ、父母ノ訃ニ接シタルトキ三日間免ズルノハ適當ト思ヒマスガ、夫ノ方ハ私ハ……修正ハ御同意デアリマスガ法文トシテハ面白クナイト思ヒマスカラ關君ノ説ニ贊成イタシマス

○政府委員(小山温君) 服忌令ノ御尋ネデアリマシテ、見付カリマシテゴザイマスガ、父母ハ忌五十日、服十三箇月、夫ハ忌三十日、服十三箇月、五十日ト二十日ノ相違ガアリマス

○穗積八束君 サウデアリマスカ、服バ……

○政府委員(小山温君) 服ハ同ジデアリマス

○穗積八束君 私ハ修正説ノ案ヲ出シタ譯デモアリマセナシ、唯從來ノ監獄ノ規則ニ依リ慣習ニ依リマスト、父母夫ノミナラズ、妻ニモ或ハ子ニモ種々ナル等差ヲ付ケテ斯ノ如キ遠慮ヲサセタト云フ例ガアリマスカラ、ソレデサウ悉ク親屬例ニ依ジテ遠慮ヲサスノハ宜シクナイカラ、父、母、夫ト三ツ位ニシテ置イタガ宜カラウト思ヒマシタガ、議場ノ模様ヲ見マスルト御反對が多イヤウデアリマスカラ……私ハ特ニ修正ヲ出シタト云フ譯デハナインデアリマシテ質問ヲ致シタケデ修正説ヲ出シタ譯デハアリマセヌ

○奥山政敬君 御採決ヲ願ヒマス

○石渡敏一君 是ハドウモ私ハモウ一ツ出シタイデスガ、餘リソレ程ノ問題デモナイヤウデゴザイマスレバ引イテモ宜シイガ一ツ出シタイト思ヒマス、七十五條ニ……マダ來ナイデスカ、ソレデハ……

○委員長(侯爵黒田長成君) 唯今問題ニ供シマシタル第四章カラ第七章マデ原案ノ通リテ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ左様ニ決シマス、次ニ第八章、第九章、第十

章、第十一章、ソレダケヲ問題ニ供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ原案ニ決シマス、第十二章、第十三章及附則ヲ問題ニ供シマス

○兒玉淳一郎君 十三章ノ中デゴザイマスガ、本員ノ考ヘマスノハ七十四條ト七十五

條デゴザイマスガ、七十四條カラ先づ申上ゲマスガ「死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何

時ニテモ之ヲ交付スヘシ」ト致シタイ、「得」ト云フコトヲ止メタイノデアリマス、ト云フノ

ハ、若シモ此「得」ト云フ場合ニ下ゲテヤラヌト言ヘバソレマデアリマスガ、ソレハドウモ政府が人ノ身體ヲ普通請ヒニ來タモノヲ止メルコトハ無イ、何モ身體ニ付イテサウ云フ所有權ガアラウ告ハ無イデス、是ハドウゾ本員ノ考テハ「交付スベシ」ト命令法デ書イテ貴ヒタイ、但シ素ヨリ是ハ矢張リ此七十五條デ石渡サンノ説ガアルヤウデゴザイマスガ、是ハ先達テ御尋ネラシタデスガ、國事犯ノ人モ這入ルト云フモノカ、刑ハ……死刑デモナイ人ガ死ンダ場合ニ其ノ生前承諾ノ無イモノヲ解剖ニ付スルト云フコトハ素ヨリ學校其他デ必要デハゴザイマセウガ、是ハ宜シクナイト思ヒマス、本員ハ生前承諾アルモノニ限ッテ解剖ニ付スルコトニ致シタトイ思ヒマス、是ハドウゾ本員ハ生前承諾アル者ニ限リト云フ字ヲ茲ニ入レタイ積リテゴザイマス、宜シクドウゾ……

○奥山政敬君 チヨット修正者ニ御尋ネラシマスガ、此「交付スルコトヲ得」ト書イテアルノハ、交付シテモ宜イ、セヌデモ宜イト解サレルカラ、「何時ニテモ之ヲ交付スヘシ」ト斯

ウ云フ風ニ修正ヲシタトイ云フノデスカ

○兒玉淳一郎君 ハイ、サウデス

○奥山政敬君 ソレデアリマスレバ是ハドウデセウカ、「何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得」ト茲ニ書イテアルガ、「交付スヘシ」トスルト交付シテモ宜イ、シナクテモ宜イト云フ意味ハ無クナリハシマイカト思フノデアリマス、何時ニモ之ヲ交付スルコトヲ得ト云フト、詰リ是ハ交付セヌケレバナラヌ意味デアラウト私ハ取テ居ル、シテモ宜イ、シナクテモ宜イト云

フノデアリマスガ……是ハ矢張リ交付セヌケレバナラスト云フ意味デアラウト、マア私ハ考

ノテ居ルノデスガ、政府委員ノ御説明ヲ……

○政府委員(小山温君) 先日モ御答ヲ致シタトイ居リマスガ、此「交付スルコトヲ得」ト云フノハ監獄官吏ニソレダケノ權能ヲ與ヘマシタノデ、苟モ親族が其交付ヲ請ヒマシタ時分ニハ渡サヌコトハナインアリマス、唯併ナガラドウモ故舊ト云フコトガ甚ダ分ランイ、或ハ故舊ト稱シテ死體ヲ引取シテ、サウシテ爲ニスルヤウナ所ガアルト云フヤウナ者が能ク參ル例ガアリマス、サウ云フ場合ニハ「之ヲ交付スルコトヲ得」トナツテ居リマスト、防ギガ付クノデアリマス、「スヘシ」トナツテ居リマスト、マダ他ニ親族モアリ深イ親族ガアルト思シテ居シテモ、故舊が來レバ無論ヤヌケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナツテハ困タコトが起ラウト思ヒマスノデ、「得」トナリマスレバ、ソレラノ見別ケラ付ケタリ何カスルコトガ監獄官吏ノ自由ニナルノデアリマス

○兒玉淳一郎君 ソレハ今奥山君ノ御説ノヤウニ見ラレマスレバ本員ハ無論斯様ナ事ハ申シマセヌガ、今政府委員ノ御説ノヤウニスルトサウ云フ考ハ 要ルマイト思ヒマスガ、ソレデ其邊ノ御考ナラバ本員ハ矢張リ「スヘシ」ト云フコトニ致シタイ、ケレドモ、奥山君ノ解釋ニスルト「得」ト云フコトデ差支ナイ、渡スコトハナラヌト云フ解釋ヲスルコトヲ恐レルノデアル、「得」ト云フコトガ、シテモ宜イ、セヌデモ宜イト云フコトニ總テノ法文ガナシテ居リマスカラ、ソコヲ懸念イタシマスノデ、ソレデマア奥山君ノ御説ノヤウニ矢張リ何所マテモ渡サナケレバナラヌト云フ解釋が多數デアレバ本員ハソレデ宜イ、唯是非渡スガ宜イト云フ考ヘテアリマス

○一本喜徳郎君 私ハ七十四條ニ付キマシテ「交付スルコトヲ得」ト云フノハ矢張リ文字ノ如ク交付セザルコトモアルト云フ意味ヲ含シテ居ルト解釋シテ居ル、政府委員ノ御

答ガ少シ私ニハ、ハツキリ分リ兼ネタノデアリマスガ、私ハ此條文ハ左様ニ思フ、又サウ致

サヌト云フト實際差支ヲ生ズルト云フコトハ政府委員ガチヨット御話ガアツタ通リテアラウ

ト思フ、即チ若シ交付スペシト云フコトニシタナラバ同ジ親族ノ中デモ誰ニ交付スルノデア

ルカ、親族ニハ疎遠モアレバ、至シテ近イ者モアル、其順位ヲチヤント定メテ先キノ順位ノ者ガ來タ時ニハ遣ルトカ、後ノ順位ノ者ニハ遣ラヌトカ、親族ガ來タナラバ故舊ノ者ニハ

遣ラナイヤウニ致サナケレバナラヌノデアリマスガ、監獄ニ於テ一々其順位ノ先キノ者ガ來ルノヲ待テ居ルト云フコトハ甚ダ困難アラウト思ヒマス、即チ引受ケル者ガアリマシテ、

サウシテ其者ガ全ク善イ考ヲ有シテ居ルナラバ必ズ是ハ引渡スデアラウト思フ、監獄デ此死體ノ始末ヲ好シテ自分ガヤルト云フ道理モアリマセヌカラシテ、詰リ必ズソレハ引渡シテ差支ナカラウト思フノデアリマス、併ナガラ親族故舊廣ク許シテ置キマスト其間ニ於テ見

別ケラ付ケル必要ガアラウト思フ、又此死體ノ交付ヲ受ケル者ガ果シテ善イ意志ヲ有シテ居ル者バカリハ無イ、隨分死體ハ或ハ之ヲ解剖三供スルトカ、色々ノ用途ト云フト妙デ

アリマスガ、ソレニ依シテ利益ヲ得ル者ガアルカモ知レヌ、若シ意志ノ疑フベキ者ガアルヤウ

ナ場合ニ於テハ之ヲ拒ムト云フコトハ死者ヲ保護スル上ニ於テ必要ナ事デアラウト思ヒマス、事實ニ於テハ必ズ交付スルト云フコトニナリマセウガ、何人ニ交付スルト云フコトヲ能

ク監獄ニ於テ定メマスル爲ニ交付スルコトヲ得トアツテ差支ハ無カラウト思ヒマスカラ、七

十四條ハ原案ヲ贊成シマス

○兒玉淳一郎君 本員ガ此「得」ト云フ字ヲ喧マシク「言フノハ詰リ七十五條ニ關係シテ喧マシク言フノデ、シテモ宜イ、セヌデモ宜イト云フノハ、親族故舊が請フタ時ニモヤラ

ヌト云フノハ解剖用ニ付セラレルノヲ喧マシク「言フノデ、他ニ何ニモ無イ、唯其意味ガ一木サンノ御説ノヤウニ死者ノ順位ヲ探スコトが面倒グト仰シヤルガ、ソレハ面倒ナコトハア

ルマイト私ハ思フ、其位ノ事ハシテ宜イ、一向差支ナイト思フ、區役所ノ方ニ行シテ身分證書ヲ見レバ直クニ分ル、サウムツカシイ事ハナイ、唯本員ハ人ノ身體ヲ無茶苦荼ニ御

料理ヲサレルヤウナコトガ、イヤダカラ、ソレデ七十五條ニ關係シテ申スノデ、「得」ト云フ矢張リサウハ見ラレヌカラ、ソレデ「交付スヘシ」ト云フコトニ本員ハ致シタトイ思フノデア

リマス

○男爵關義臣君 サウスルト「交付スヘシ」トスルト合葬後ハ此限ニ在ラス」ト云フ但書ハ削ルノカ

○兒玉淳一郎君 削リマセヌ

○石渡敏一君 私ハドウモ今ノ一本君ノ言フヤウニスルト此意味ガ分ラナクナシテ仕舞ブ、例ヘバ兒玉君カラ出サレタ如ク「交付スヘシ」トシタ所ニ親族ノ順位ヲ探ガス問題ガ起ルダラウ、不當ナ親族が出て來タナラバ、オ前ニ渡スコトガ出來ナイト云フ相當ナル親族ヨリ他ニハ渡サナイト云フコトハ法律ノ矢張リ宣イ意味ト思フ、ソレカラ解剖ト云フ惡リ意味ニナルト言ヒマスケレドモ解剖ノ場合ニハ罪が出テ來ハシマイカト思フ、即チ解剖ヲ親族或ハ故舊が出て來テ、死シダ人ノ身體ヲ無断ニ解剖スルコトガアツタナラバ、ソレハナイカト思フ

○一本喜徳郎君 原案者ノ意味ハ私ハ存シマセヌ、私ノ解スル所ヲ申シタノデスガ、唯

今石渡君ガ「交付スヘシ」トシテモ同ジデナイカト云フコトデゴザイマスガ、ソレハ大ニ違フ、唯

若シ「交付スヘシ」トシタナラバ親族が出来テ來ルト必ズ渡シテヤル、私ハ親族デゴザルト言ッ

テ出テ來テ此親族タル事實が確カデアレバ遣ラナケレバナラヌト云フヤウナ意味ニ解セラ

レルカ、然ラザレバ親族ノ順位ヲチヤント立ツテ其順位ニ違ツタ者ニハ遣ラナイ、第一ノ順

位ノ出テ來タ者ニ渡サナケレバナラヌト云フコトニナルカ、ドツチカノ意味グラウト思フ、サ

ウシナケレバナラヌ、若シ親族ダト言ウテ其親族タル事實ヲ證明シテ來レバ近イ者デモ遠

イ者デモ必ズヤラナケレバナラヌト云フコトニナルカ、ドツチカノ意味グラウト思フ、サ

ル、近イ者デナケレバ渡サヌト云フコトデアレバ是亦監獄デハ困ルダラウ、其近イ親族ノ

出テ來ルノハ、イツノコトダカ分ラヌ、ソレヲ空シク待テ居ラナケレバナラヌト云ツテハ困ルコ

トデアリマスカラ其意味ヲ以テ述ベタノデアリマス、即チ「交付スヘシ」ト云フト其融通ガ付

カナクナル、又解剖ト言フコトハ必ズレガ刑罰ニナルカ知ラヌガ、ソレガ刑罰ニナルモノ

トスレバ、何モ其危險ヲ冒シテ死骸ヲ引受ケルヤウナ者ニハ渡シテヤレナイ、ソコラハ監獄

官吏ノ見込デ相當ナ者ニ渡スガ一番適當ト考ヘマス

○兒玉淳一郎君 本員ハ此「合葬役ハ此限ニ在ラス」トアル以上ハ、イツマデモ待テ居

ルト云フ必要ハナイト思ヒマス、「交付スヘシ」テ一向差支ナイ、唯親族ノ順位ヲ探ガス

ト云フコトガ面倒ガアルカ知ラヌガ、ソレハ戸籍謄本デ直グ分カル

○政府委員(小山温君) チヨット辯明シテ置キタイト思ヒマスガ、此戸籍謄本デ親族

ノ順位ハ分リマス、監獄ア分テ居リマストキデモ若シ請フ者ガアレバ渡義務デアリマスレ

バ親族ガ歴然トアルニ拘ラズ故舊ナリト稱シテ何カ故舊ト認ムベキ者ヲ以テ參リマスル

ト、矢張リ渡サヌケレバナラヌコトニナル、若シソレガ義務デゴザイマスナラバ、ソレ等ノ見

分ヲ付ケマシテ、親族ガ澤山アルノニ親族テ無イ者ガ來ル、怪シイト思フ者ガ來マシタト

キニバ「交付スルコトヲ得」トシテアレバ交付シナイデ済ムコトニナリマス、ソコ等ノコトリフ

付ケマスル爲ニハ「交付スルコトヲ得」一方ガ宜シヤニ考ヘマス

○兒玉淳一郎君 本員ハ今ノ政府委員ノ御意見ハ分ラヌコトト思フ、死ンダ者ナラ

バ、ソレデ宜イカ、生キタ者、迷兒ノヤウナ者デアツタドウスル、少シ面倒ダ、迷兒ヲイツ

マテモ預シテ置クコトハ出來ナイ、サウ云フコトハ私ハ誠ニ變ナコトト思フ、一向感服シナ

イ

○政府委員(小山温君) チヨット私ノ言ヒ様ガ惡ルカタカ知レマセヌガ、分ラヌトハ申

サヌ、分ラヌ居リマスニモ拘ラズ他ノ者ガ來ルト云フ場合ヲ想像シタノデゴザイマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 如何デゴザイマスカ、兒玉君ノ御説ニドナタカ贊成者

ガアリマスカ……贊成者ガ無ヤウアアリマスカラ、ソレデハ第十二章第十三章ヨリ附

則……

○石渡敏一君 私ハ第七十五條ニ就イテ少シ申上ゲタイコトガアル

○委員長(侯爵黒田長成君) チヨット御待チ下サイ、第十二章ニハ御異議ハゴザイマ

セヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ原案ニ決シマス、ソレカラ第十二章ニ第七十一

條カラ第七十四條マテ原案通リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵黒田長成君) 是モ原案ニ決シマス 第七十五條ヲ問題ニ供シマス

○石渡敏一君 私ハ此「受刑者ノ死體ハ」ト云フコトヲ「在監者ノ死體ハ」ト云フコト

ニ改メタイト云フ考ヲ有シテ居ル、此受刑者ト云フコトハ此前ニ承テ分リマシテゴザイマ

スガ、死刑囚トカ或ハ無期徒刑囚ト云フ者ニ限リアリマスナラ、ソレハ受刑者デモ宣シ

イノデアリマス、併ナガラ、今日ノ刑法デ謂フ所ノ輕罪ニ當ル者、今日ノ刑法デ謂フ所

ノ違警罪ニ當ル者ノ死體マデモ七十五條ノ受刑者ノ中ニ含マレルコトニナルナラバモット

重イ罪デ未決拘留ニ居ル者ノ死體ヲモ尙ホ解剖ノ爲ニ病院其他ノ學校ニ送付スルノガ

適當デハナイト思フ、ソレデ受刑者ト云フ所ラバ在監者ト改メタイト思ヒマス、御贊成

ヲ願ヒタウゴザイマス

○奥山政敬君 此刑事被告人ナドガ死ンダノハ全ク是ニハ這入ラヌト云フコトデゴザイ

マスガ、ソレヲ入レテハ惡ルイト云フ御意見デアリマスカ、政府委員ニ伺ヒマス

○政府委員(小山温君) 通常ノ刑事被告人デアリマスト是ハ唯證據湮滅ヲ防ギマス

ル爲ニ監獄ヘ入レテ置クダケノモノデアリマス、ソレドウモ受刑者ト同シヤウニスルノハ聊

カ釣合ヲ得ヌコトト思ヒマス

○男爵關義臣君 私ハ在監者ト云フ石渡君ノ御意見デゴザイマスガ、ドウモ在監者ア

ハ紛ラハシイト思フ、監ニ居シテ者ガ病氣デ死ヌカ、何デ死ヌカ分ラヌ、受刑者ト云ヘバ

ソレダケノ意味合ハ十分分ルノデアリマスカラ、ドウシテモ是ハ受刑者デナケレバナラヌコト

ニナル、在監者トナツテハ漠トシテ其刑ガ死ニ當ラナイモノデモ、死ンダ者ハ解剖セラレル

コトニナルカラ、却シテ受刑者ト云ヘバ死ニ當ル刑ヲ受ケタ者ト云フコトガ分ルト思ヒマス

カラ、原案通りテ宜イト思ヒマス

○兒玉淳一郎君 チヨット伺ヒマスガ、此受刑者ト云フハ死刑ヲ受ケタ者ト云フコトデ

ゴザイマスカ

○政府委員(小山温君) イエ、サウデハゴザイマセヌ、受刑者ト云フ言葉ハ澤山使シテ

アリマスガ、刑罰ヲ受ケタルモノト云フ意味デス

○兒玉淳一郎君 其命令ト云フモノハ我ミハドンナモノデアルカ知ラヌ譯デアリマスカラ、ドンナ命令が出来ルカ知レマセヌガ、是ニ區別デモナイト復讐的ニドンナコトデモ出来

ル、國事犯デ死ンダ者デモ出来ル、甚ダ劍呑ニ思ヒマス、其他外ノコトデ輕イ罪ノ者ガ

死ンデモソレハ遣ルコトが出来ル、チヨット役人が惡ルイ考ヲ持テドウシテモ之ヲ一つ解

剖ニヤツテヤラウト思ヒマス、ソレデウヲ承諾フ經ズヤルコトニナルト後日政府ト國民ト喧

ニナルト分ラウト思ヒマス、ソレ故ニ私ハ承諾云々ト云フ文字ヲ入レタイト思ヒマス

○男爵關義臣君 先刻私ノ申上ゲタノハ大變當りが達ヒマスガ、今政府委員ノ御説明ノアツタ所ヲ聞クト私ノトハ反対テ何ノ刑ヲ受ケタ者アモ其死體ト云フ此所が法意ナラバ私ドモ意味トハ大反対、私ハ此受刑者ハ必ズ死ニ處スルダケノ刑ヲ受ケタ人ト思フ、然ルニ政府委員ノ御説テ見レバ輕罪テ死ンダ者モ其中ニ這入ルヤウナコトデ或ハ今ノ兒玉君ノ疑モ起シテ來テ國事犯デ死ンダ者モ之ニ這入ルト云フコトデアリマスレバ甚ダ困シタ條テ、サウニ云フヤウナ解釋テアツテハ殆ド此法意ヲ失ヒハシナイカ、受刑者ノ死體ト云フコトハ極メテ重大デ死ニ當シタ者ノ死體トバカリ心得テ居リマス、ソレデナインラバ石渡君ノ申サレタ在監者モ差支ナイコト思ヒマス、眞意ハドウ云フ所ニアルノデアリマスカ、ドウモ今政府委員ノ仰シャツタ所デハ私ノ始メニ述べタ説ト大イニ違シテ、唯在監者ノ死體ヲヤツテモ宜イト云フ風ナ御説テゴザイマスカ

○政府委員（小山温君） 在監者ト違ヒマスノハ刑事被告人ハ這入リマセヌ、刑罰ヲ受ケタ者アケレバ這入リマセヌ

○男爵關義臣君 其區別バカリデハナニ、刑罰ヲ受ケテモ 刑罰ノ死ニ當ラヌノモアル、其者ガ或ハ病氣テ死ニシテ、獨リ死刑ニ處セラレタル者ト此所テ解剖スルコトハ出來マイト存スルノデアリマス、ソガ死ニ當ル者ト解剖シテ居リマシタガ、サウデハナインデアリマスカ

○政府委員（小山温君） 每度申シマス通り受刑者ト云フコトハ監獄法中、方々ニ使シテ居リマシテ、其意味ハ皆同様デゴザイマシテ、刑罰ヲ受ケタル者ノ意味デアリマスカラ、獨リ死刑ニ處セラレタル者ト此所テ解剖スルコトハ出來マイト存スルノデアリマス、ソレカラ序デニ申シテ置キマスガ、前ニ申シマシタ通り、死體ハ解剖ラスル所ニ送付スルコトヲ得トゴザイマシテモ、何デモ送ルト云フノチヤゴザイマセヌ、詰リ死亡ヲ致シマシタ後ニ誰

モ死體ノ引取人ガゴザイマセヌトカ、或ハ私ハ解剖ヲサレルノハ、イヤダト申シマセヌト云フヤウナ條件ハ無論付ケル積リテゴザイマス、無暗ニ送ル積リテハゴザイマセヌカラ、態

「命令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フコトヲ置キマシタ、サウシテ制限ヲ付ケル積リテアリマスノコトニ付イテ何カ規則ガアツタ思ヒマスガ、現在受刑者ノ死體解剖

○一本喜徳郎君 チヨツト政府委員ニ伺ヒタウゴザイマスガ、内務省ノ古イ達アツカ何デアツカ今日デ見レバ省令ノ效力ヲ持ツベキモノニ併シソレハ憲法發布以前ノ法令デアリマスカラ一般今日ニ於テハ法律事項デアリマスカラ法律ト同様ノ力ヲ持ツモノト解サレテ居ルヤウニ思フ、ソレニハ廣ク受刑者ト書イテアツタ、解剖が出來ルヤウニナシテ居シタ記憶イタスノデアリマス

○政府委員（小河滋次郎君） 御答イタシマスガ、内務省ノ達ト云フモノガ十八年ニ出タモノガアリマス、其達ニ依リマスト「監獄則ニ掲タル所ノ刑死者及死亡者ト廣クアル」刑死者及死亡者ニシテ親族故舊其遺骸ノ下付ヲ請フ者ナキトキハ官公立醫學校若クハ病院ニ於テ該遺骸ヲ解剖實驗ノ用ニ供スルヲ得此旨相達候事」ト云フ達が出来居リマスノデ今日ニ於テ監獄則ノ中ニハ何等ノ明文ハゴザイマセヌが此達ニ依リマシテ實際、親族故舊ノ遺骸ヲ請フ者ノ無イモノ若クハ本人自ラ解剖ヲ希望スルト云フ種類ノモノハ總テ解剖ニ付スルコトが出來ルコトニナシテ居リマス、此法律ニ掲ゲマシタノモ詰リ内容ニ於テハ凡ソ此位ノ程度ニ將來モ矢張リ解剖ヲ爲シ得ルコトニスル考デアリマス、此前ニモチヨット申上ゲマシタガ、是ハ廣ク各國ノ立法例ナドモ參照シテ見タノデアリマシ

テ、佛蘭西ノ監獄法ニモ白耳義ノ監獄法ニモ獨逸ノ監獄法ニモ總テ解剖ニ付イテノ規定ガアリマス、併シ多クノア總テノ立法例カラ見マスルト、刑事ノ被告人ダケハ除外シアルヤウデアリマス、併シ此前ニ申シマシタ通り受刑者ノ中アリ、階段ヲ立テ其種類ヲ限ルト云フノモアル、或ハ階段ナクシテ總テノ受刑者ニ限ルトナシテ居ルノモアリマスガ、

何レモ解剖ノ規則ハ各國ニアリマスノテ、是ハ實際、學術ノ研究、醫學ノ發達ト云フカ、ドウモ今政府委員ノ仰シャツタ所デハ私ノ始メニ述べタ説ト大イニ違シテ、唯在監者ノ死體ヲヤツテモ宜イト云フ風ナ御説テゴザイマスカ

○政府委員（小山温君） ワレハ先達アモ御答ヘ申シタト思ヒマスルガ、死骸ハ政府ノ跡ヲ打ヤシテ置クト云フ譯テハアリマセヌノテ、却シテ今日日本ノ實際、解剖ナドノ様子ヲ見マスト餘ホド鄭重ナ扱ヒテ致シマシテ解剖ヲ致シマス以上ハ、跡ヲ残ラズ更ニ縛ヒマシテ、元ノ死體ニ戻シマシテ、鄭重ニ之ヲ葬ルト云フヤウニ餘ホド其點ハ注意イタシテ居ルノデアリマス、尙ホ又病院ナドテハ百體祭ト云フヤウナコトデ死體ヲ澤山解剖ニ付シマシタ後アハソレ等ノモノニ付イテ特ニ祭ヲスルヤウナコトモ致シテ居リマス、決シテ人ノ感情ヲ濫ニ損スルヤウナコトハ無カラウト思ヒマス、兎ニ角、此各國ノ立法例ナドニ就イテ

見マシテモ、實際日本デモ必要ヲ認メテ居ルノデアリマス、ソレデ今日新ニ起シタノデハナイノデアリマシテ、今一木サンノ御尋ノヤウニ現ニ今日デモ行シテ居ルノデアリマスカラ尙ホ將來ニ於テモ益其必要ガアラウト存シマス、ドウゾ此規定ハ御存シヲ願ヒタイト云フ考ヲ持シテ居ルノデアリマス

○兒玉淳一郎君 本員ガ此解剖ノコトニ付イテ異議ヲ言フ譯テハアリマセヌガ、本員ハ解剖ハ已ムヲ得ザルノ惡事ト思フ、解剖ハ已ムヲ得ザルノ惡事ト云フノハ何カト云フト、是ハ他人ノ病氣ヲ防ぐ爲ニ其死體ヲ解剖セナクテハナラヌカラ、是ハ已ムヲ得ヌ、故ニムヲ得ザルノ惡事、解剖ト云フコトハ惡ニ相違ナシ、故ニ本員ハ仕方がナシニ病人ヲ助ケル爲ニ死體ヲ解剖シナケレバナラス、是ハ仕方がナシ、併ナガラ受刑者ノ生前ニ於テ承諾ヲ取シテ置カヌモノハ解剖ニ付スルト云フコトハ容易ナラヌ事柄ト思フ、故ニ此間モ石渡君ノ方カラ出マセウカラ……

○石渡敏一君 唯今、兒玉君ノ御話がゴザイマシテ、實ハ在監者ニシタ所デ、受刑者ニシタ所デ、先キホド政府委員ノ御説明デアルガ、本人ノ承諾ノアルモノトカ、或ハ家族ト、事業ニ於テ殆ド解剖ノ死體ヲ得ルコトが出來ナイ結果ヲ見ルコトニナルダラウト思ヒマス、若シ又承諾ト云フコトデアレバ殆ド法律ニ規定スル必要モナクナシテ仕舞フデハアルマイカト思ウテ居リマス

○政府委員（小河滋次郎君） 尚ホ承諾ト云フコトデハゴザイマセヌガ、實際ヲ申上ゲ

シタ所デ、先キホド政府委員ノ御説明デアルガ、本人ノ承諾ノアルモノトカ、或ハ家族ト、事業ニ於テ殆ド解剖ノ死體ヲ得ルコトが出來ナイ結果ヲ見ルコトニナルダラウト思ヒマス、若シ又承諾ト云フコトデアレバ殆ド法律ニ規定スル必要モナクナシテ仕舞フデハアルマイカト思ウテ居リマス

○政府委員（小山温君） ワレハ先達アモ御答ヘ申シタト思ヒマスルガ、死骸ハ政府ノ

所有物ト思ッテ居ル譯アハゴザイマセヌ

○石渡敏一君 唯今ノハ一ツ位ニシテハドウデス、命令デドウモ定メラレルノアリマセ
ウカラ一ツ位ニ限ッテハドウデアラウカ、詰リサウ法律デヤラナケレバナラヌトシタ所デ實際、

人ノ感情ヲ害シマデモ之ヲヤラウト云フ御見込テナイト思フ、命令ノ中ニ定メルコトデ
アルカラ其範圍内ニ先づ限リナスシテハ如何ナモノデゴザイマセウ

○政府委員(小山溫君) 囊ニモ御話シマシタ通リ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フノハ
制限ヲ付スル命令ヲ發スル爲デ此ニ掲ゲテアルノアリマスルカラ、何デモ得ルト云フコト
デハナイト云フコトヲ此法文ニ明ニシタ積リナシテス、詰リ此命令ト云フモノハ前申シマス
ル通り第一ニ引取人が無イ、親族故舊がアルカモ知レヌガ、引取ルヤウナ人情が無イ、
監獄カラ通知ヲ致シマスルケレドモ引取人が無イ、斯ウ云フヤウナ條件ニ付イテ死ンデモ
解剖シテ貴ヒタクナイト云フヤウナモノハ解剖ヲサセナイ積リアリマス、其位ノ條件ハ無
論附スル

○石渡敏一君 サウシマシタナラバ御相談デスケレドモ、詰リ政府ニアナタノ希望ヲ述べ
テ置イテハドウデスカ

○兒玉淳一郎君 私ハ矢張リ政府委員ノ仰シヤルコトが分ラナイ、引取人が無イカラ
解剖シテ宜イト云フ理窟ガ……引取人ノ有ル無シニ本人ノ承諾シナイモノハスルト云フ
コトハ甚ダ不人情極マル、謂ハユル已ムヲ得ザル惡事デアル、本人ノ承諾シタモノハ實際
スレバ引取人が有ルト無イト云フコトハ茲ニ言フノアヘナイ、大體死骸ハ政府ノ所有物デ
ナイト云フコトガ決マッテ居ル、サウ云フ八ミヨスルト云ウコトハ人情ニ於テ宜クナイト思フ、
併シ世ノ中テ我身體ヲ公共ノ爲ニ犠牲ニ供シテ死ンダラサウシタイト云フモノガ澤山アレ
バ……柳川某ハ病氣デ死ンデモ解剖ニ附シテ貴ヒタクナイト云フコトデアル、サウ云フヤウナコ
トガアルカラ、私ハ非常ニ害ガアルト思フ、是ハ唯デ濟メバ宜イガ、是ハ喧嘩ノ種デアル、
政府ト人民ト……若シ假ニ私ノ親族ニ惡ルコトヲシテ牢ニ這入ッテ死ンダ者ガアルナ
ラバ、サウシタナラバ、私ハ故障ヲ言フノデアル、サウ云フコトハ實ニ人道問題デアル、西洋
西洋ト云フコトヲ言ハレルガ、西洋ニ有ルト云フコトハ理窟デナイ、西洋ニモ惡ルイコトガ
アル、道理ガ許ス限リデナトイケナイト思フ、ソレ故ニ言フ、承諾ヲ取リタイ、取りサヘス
レバ宜イ、頓死スルモノハ滅多ニナイガ大抵病氣デ死ヌモノデスカラ、サウ云フムツカシイモ
ノデハ無カラウト思フ、併ナガラ政府ノ仰シヤル通り命令ニ於テ委シク出來ルト責任ヲ重
ンズルナラハ私ハ一向異議ハ申シマセヌガ、謂ハユル明治ノ法律ニ一ノ汚點ヲ遺スコトデ
アル、ソレ故ニ心配イタシテ居ルコトデアル、ソコハ私一人カ知ラヌガ、本會アハ異議ハ申
シマセヌケレドモ、茲ニ確ク申上ダテ置カヌト濟マヌト思フカラ速記録ダケニ載シケテ置イ
テ後日諸君が私ハ斯ウ云フ說ヲ確ク執ツタト云フコトヲ速記録ニ載セテ置ケバ宜イ、後
來ノ責任ガアルト思ヒマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 最早採決イタサウト思ヒマス、第七十五條、原案ヲ可
トスル諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

舉手者 多數

○委員長(侯爵黒田長成君) 多數ゴザイマス、是デ監獄法案ハ終リマシタ、チヨクタ
(異議ナシ)ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ原案ニ決シマス、是デ第二讀會ハ終リマシタ、ソ
レデハ直ニ第三讀會ヲ開キマス、案全部ヲ問題ニ供シマス、二讀會ノ決議通リテ宜
ト云フ諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

○委員長(侯爵黒田長成君) 多數ゴザイマス、是デ監獄法案ハ終リマシタ、チヨクタ
速記ヲ中止シテ……

(速記中止)

○委員長(侯爵黒田長成君) ソレデハ速記ヲ始メテ……本日ノ會議ハ是デ止メマ
ス、次會ハ追テ御通知ヲ致シマス、本日ハ散會

午後零時十分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵黒田 長成君

委員

子爵酒井 忠亮君

三好 退藏君

村田 保君

小松原英太郎君

男爵關 義臣君

奥山 政敬君

一木喜徳郎君

石渡 敏一君

穂積 八束君

兒玉淳一郎君

鎌田 榮吉君

谷野 格君

國務大臣

司法大臣 松田 正久君

政府委員

司法次官 河村讓三郎君

司法院參事

齊藤十一郎君

檢事兼司法

小山 溫君

監獄事務官 小河滋次郎君

省參事官

豐島 直通君

穂積 八束君

司法省參事

谷田 三郎君

檢事兼司法

谷田 三郎君

檢事兼檢事

明治四十一年二月十六日印刷

明治四十一年二月十七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局